

昭和四十五年法律第百三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第三章 産業廃棄物

第三節 産業廃棄物処理業

(名義貸しの禁止)

第十四条の三の三 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。